



津和野町

3月定例会

No.10

平成20年

4/25

議会だより

発行 津和野町議会
〒699-5221
津和野町日原245番地1
津和野町役場第2庁舎
TEL 0856-74-0089
印刷 津和野印刷



食べる力は生きる力全国食育コンテスト

青原保育園が優秀賞

- 平成20年度予算
- 平成19年度補正予算
- 条例案件
- 一般質問
- 委員会報告

スタート

第一回臨時会は一月二十八日に開催された。この臨時会で厚生連関係の施設、設備を町が買い取り指定管理者制度を取り入れる提案があり、その購入費予算が計上された。議会は議長を除く全議員で厚生連病院公設民営化調査特別委員会（委員長 藤井貴久男 副委員長 下森博之）を設置した。

その後、厚生連病院公設民営化調査特別委員会は一月二十八日、二月四日、二月八日、二月十四日、二月二十日、二月二十七日、三月六日の六回にわたり開催され、慎重審議の結果、二十日に、次の付帯意見を付け、賛成多数で購入予算を承認した。

付帯意見
一、町、JA西いわみ、厚生連の見解を統一されたい。
二、メインバンクとしてのJA西いわみの役割をはっきりさせたい。
三、町は公設民営化に至る経緯、経過を町民の十分に説明されたい。
四、町の財政について慎重に運営し、指定管理者（当面は厚生連）に対し財政支援をしないようされたい。
五、厚生連は経営内容の裏付けや将来展望を示されたい。
二月二十八日に本会議が開催され、厚生連病院公設民営化調査特別委員会の報告を受け、採決の結果、全員賛成で原案通り可決した。

購入価格その他は次のとおり
津和野共存病院が総額六億一、三六四万三千元（施設五億八、七二九万八千元 設備二、六三四万五千元）老健施設（日原診療所を含む）総額六億九、三二二万八千元（施設六億七、九一三万八千元 設備一、四〇九万円）である。

財源は過疎債九億八、六八〇

万円 病院債三億一九九万円である。一般財源一七万一千円である。

三月定例会は三月七日に始まり二十八日に終了した。

その中で、公設される津和野町病院等事業を行う事を定める設置及び管理に関する条例等次の三案件が初日の七日に提案された。

○津和野町病院等事業については、町が病院等事業を行い、その管理運営を指定管理制度に基づき指定管理者に行わせる条例である。

○津和野町病院等事業利用料及び手数料条例については町が行う病院等事業において、診療を受ける者、入院する者、検査もしくは証明を受ける者のための利用料及び手数料を定める条例である。

○津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例については、厚生連が所有している医師住宅を町所有にした場合、津和野町病院等事業に従事する医師等の入居に関する条例であり、津和

野町営住宅設置及び管理に関する条例に準拠している。

議会は厚生連病院公設民営化調査特別委員会において、慎重審査の結果、十一日に行われた本会議で特別委員会の報告の後、三条例を賛成全員で可決した。

三月二十四日（四日目）に開催された定例会に、公設された津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設せせらぎ、訪問看護ステーション、津和野町医師住宅の各施設の指定管理者を定める条例の提案があった。

これらの条例は、三月十九日に厚生連から指定申請書が提出され公の施設指定管理者選定審査会も二十一日に開催され審議を終えたものである。

議会は厚生連病院公設民営化調査特別委員会を二十四日と二十五日に開催し、二十四日には町当局、二十五日には午前中に町当局と町がコンサル契約した総合メディカル株式会社の報告を受けた。午後は指定管理者に予定されている厚生連の会長が

町立病院

ら話を聞いた。

特別委員会では条例と平成二十年年度津和野町病院事業会計予算を賛成全員で可決し、定例会最終日の二十八日に委員会報告の後、全会一致で可決した。

厚生連が指定管理者として管理運営する事になった公設病院等の概要は次のとおりである。

指定の期間は各施設共に平成二十年三月三十一日から平成二十一年三月三十一日までの一年間と一日である。

津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設せせらぎ、訪問看護ステーションについては、指定管理者の厚生連は町に利用料金を支払う事になっている。

厚生連の平成二十年の予算は、収入は医業収入一五億五〇〇二万二千元、住宅収入一七万四千元で合計一五億五、五二〇万円である。

支出は人件費一〇億二、四五一万五千元、事業費三億二、五一〇万五千元、管理費二億四八一万円（利用料一、八九〇万円、返済金五〇五万九千元を含む）その他経費三七万二千元、合計一五億五、四七九万九千元で収支は四〇万七千円の黒字見込みである。

それぞれの施設の概要は平成二十年四月一日現在の予測で、津和野共存病院は非常勤二名を含め八四名体制（医師四名、職員八〇名）

日原診療所は非常勤一名を含め一六名体制（医師三名、職員三名）

介護老人保健施設せせらぎは非常勤七名を含め八六名体制（医師一名、職員八五名）

訪問看護ステーションは三名体制である。

その他地域連携携室四名、本部六名で厚生連全体では一九六名

（うち兼務が三名、非常勤が一〇名である。）

平成二十年年度津和野町病院事業会計予算については公営企業法による特別会計である。

今回の収入は一般会計から減価償却分二、六三六万円と利子償還分五〇五万九千元、厚生連より利子償還分五〇五万九千元、合計三、六四七万九千元である。

なお、審議の中で、次のような意見と要望があった。

一、指定管理者となる厚生連には役職員全員が意識を統一し、地域医療の確保に熱意を持って取り組む指定管理者、病院等経営者として変身し、懸命に取り組むよう切望する。

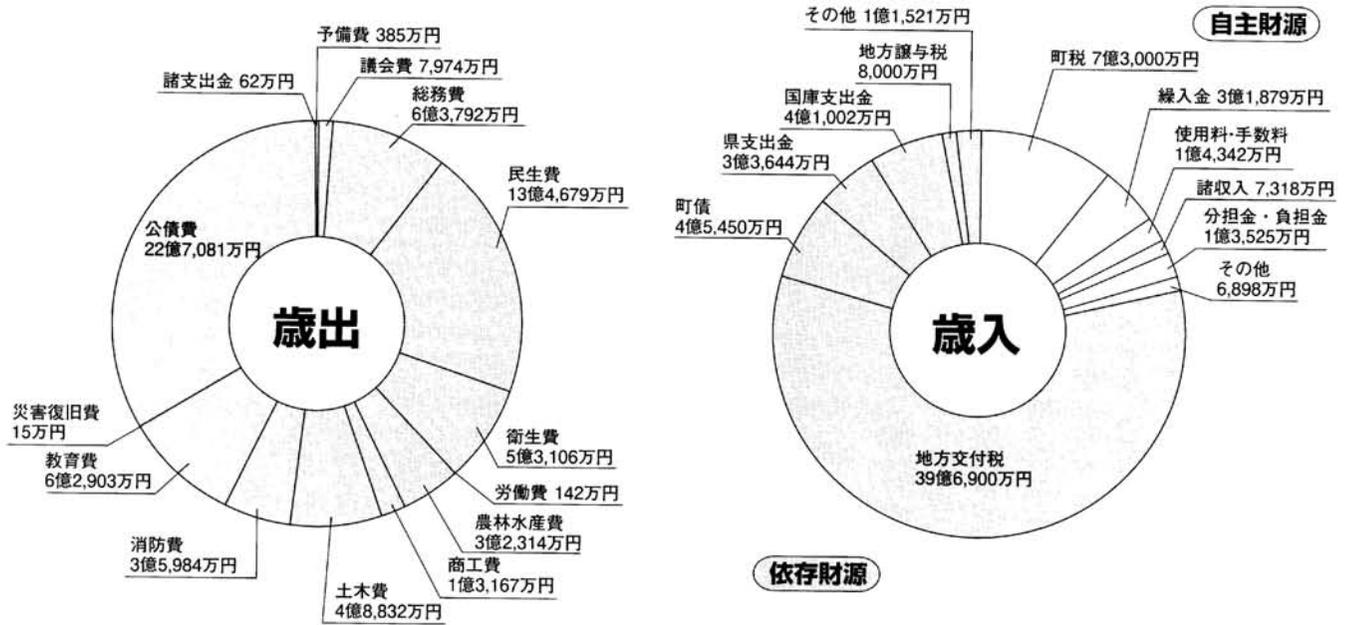
二、町に対しては、「病院は残ったが町が赤字団体となった」ということのないよう、細心の財政運営をして欲しい。

三、JA西いわみをはじめとする系統組織に対しては、今後も厚生連に対し、最大限の支援をされるよう望む。



津和野共存病院

平成20年度一般会計 68億440万9千円に決定



特別会計予算

- 平成二〇年度 津和野町国民健康保険特別会計予算
 賛成多数で可決
 予算総額 二億六五八万四千円
- 平成二〇年度 津和野町老人保健特別会計予算
 賛成多数で可決
 予算総額 一億七、五四七万三千元
- 平成二〇年度 津和野町介護保険特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 一〇億八、五八八万四千円
- 平成二〇年度 津和野町後期高齢者医療特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 二億九、五四三万四千円
- 新設された特別会計である。
 賛成多数で可決
 予算総額 二億九、五四三万四千円
- 平成二〇年度 津和野町簡易水道事業特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 三、六四七万九千円
- 平成二〇年度 津和野町国民健康保険特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 四億八六〇万八千円
- 平成二〇年度 津和野町下水道事業特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 二億七、六一七万四千円
- 平成二〇年度 津和野町農業集落排水事業特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 三九三万四千円
- 平成二〇年度 津和野町奨学基金特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 一、五三九万四千円
- 平成二〇年度 津和野町電気通信事業特別会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 九、九五八万五千円
- 平成二〇年度 津和野町病院事業会計予算
 賛成全員で可決
 予算総額 三、六四七万九千円

予算審査報告

平成二十年度一般会計総額は六八億四四〇万九千円である。

— 意見・要望 —

歳入について

・町税
滞納分の徴収については、昨年実施した「県及び市町村徴収担当税務職員相互併任制度」の成果を基に、徴収率の向上に努力されたい。また、現年分の徴収には、調定額に歳入不足を生じないよう努力されたい。

・財産収入

町有財産で、将来計画に必要ないと思われるものについては、売却を含めて検討されたい。

歳出について

・財産管理費

町有の建物については、維持費の削減のためにも、不要な物件は整理する方向で検討されたい。また、遊休の土地についても、有効利用されるよう検討されたい。

・道の駅管理費

シルク染め織り館については、今までの経緯もあり、今後は維持管理を含め有効利用を検討されたい。

・諸費

防犯灯経費については、津和野地域と日原地域で違いがある。設置基準と光熱水費の統一を図られたい。

・衛生費

ゴミの収集方法の統一化を図られたい。同時に、町民の理解を得られるよう説明を徹底されたい。

・商工費

夏祭り実行委員会への補助金は、二つの実行委員会への補助であり、その振り分けについては今後、十分な指導をされたい。

・地籍調査事業費

高齢化が進み、境界の確認が一層困難になるため、境界確認だけでも何らかの手立てを考えられたい。

・全体として

津和野町総合振興計画にのっとり、なお一層の行財政対策

を図られたい。また歳出においては予算に対し適正に事業を遂行され、経費の節減に最善の努力をされたい。

請願審査報告

経済常任委員会

○町道青原市街線舗装改修に関する請願

十二月議会において付託された案件。

【請願事項】

町道青原市街線の舗装改修を早期に実施して頂きたい。

【審査結果】

本請願の道路は、昭和四十年に、国道九号線整備の一環としてバイパスが新設されたことにより、旧日原町に移管された旧国道九号線の一部である。しかし、旧日原町時代に部分整備はなされたものの、全面整備の記録はない。
現在の状況は老朽化が進み、ひび割れ、窪み等が見受けられ、車の乗り入れも多い。
住民の高齢化も進み転倒による事故も予想される。したがっ

て、住民生活の安全面からも早急に舗装改修をすべきとして、全員賛成で採択すべきものと決した。
本会議において全員賛成で採択された。

請願

自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書採択についての請願

【請願趣旨】

保険業法改正により、自主共済制度の解散が余儀なくされている。営利を目的とした保険会社等の保険業とは明確に区別されるべきものである。自主共済制度を守るため意見書を採択し、関係機関に提出していただきたい。

【請願者】

松江市嫁島町九番三五号
共済の今日と未来を考えるしまね懇話会
代表 古沢正治

【紹介議員】

竹内志津子
賛成少数にて不採択

平成十九年度 補正予算

一般会計

(第五号)

五億三九一万円減額。総額八億五、五四五万三千元とする。
〔歳入の主なもの〕

・国庫負担金

△一、二五万七千元

・財政調整基金繰入金

△六、一〇〇万円

〔歳出の主なもの〕

・厚生連施設等購入費

△六億一、三六四万三千元

・津和野城跡樹木伐採委託料

一、四九万一千円

議会は、補正予算(第五号)に対する修正案を提出し可決

文化財保護費一、四九万一千円が津和野城跡樹木伐採委託料として計上されたが、法に抵触するおそれがあるとの理由により、文化財保護費から同額を減額し、予備費に組み変える修正動議を提出し、全員賛成にて可決した。

国民健康保険特別会計

(第四号)

三、一〇万三千元減額し、
総額一、三億二、一六一万九千元

老人保健特別会計

(第二号)

二、一五五千元減額し、
総額一、八億七、三四二万六千元

介護保険特別会計

(第四号)

三、一万円増額し、
総額一、一億六、〇四〇万八千元

簡易水道事業特別会計

(第四号)

一、三五九万三千元減額し、
総額六億三、八一六万二千元

下水道事業特別会計

(第四号)

一、三四万二千元減額し、
総額二億九、三〇七万九千元

農業集落排水事業特別会計

(第二号)

五、八八千円増額し、
総額二、二五万五千元

奨学基金特別会計

(第四号)

三、一千元減額し、
総額一、六二二万六千元

電気通信事業特別会計

(第四号)

一、八五一万六千元を増額し、
総額一億五、二八六万二千元

病院事業会計予算

歳入歳出

それぞれ六億一、三六四万三千元

一般会計

(第六号)

九、五五七万七千元を増額し、
総額八億六億五、一〇三万円

〔歳入の主なもの〕

・普通交付税

三、一、二八万四千元

・厚生連貸付金返済金

一億二、七〇〇万円

〔歳出の主なもの〕

・厚生連運営費補助金

二億二、七〇〇万円

・大規模林道賦課金

一、八九万七千元

国民健康保険特別会計

(第五号)

二、千円を増額し、
予算総額
一、三億二、一六二万一千円

老人保健特別会計

(第三号)

六、四四千元を増額し、
予算総額一、八億七、三四九万円

介護保険特別会計

(第五号)

五、千円を増額し、
総額一、一億六、〇四一万三千元

簡易水道事業特別会計

(第五号)

一、八七万一千円を減額し、
総額六億三、六二九万一千円

下水道事業特別会計

(第五号)

一、〇九万七千元減額し、
予算総額二億九、一八八万二千元

電気通信事業特別会計

(第五号)

一、五万二千元減額し、
総額一億五、二七一万円

病院事業会計

(第一号)

病院施設利用料五万二千元、消費税還付金二、四三五万一千円を計上、尚、それについては、内部留保資金となる。
以上全員賛成にて可決

一般質問

夢の実現に向けての第一歩は？



河田隆資

総合振興計画と行財政改革について

問 ①総合振興計画を作成するにあたり、どの様な町を想像し作成されたのか。

答 ①いかなる枠組みの中にあっても威風堂々として生き続けることのできる町。山里にさんさんと日がさし、街中に多くの人々が行き交い、お年よりは長生きをしてよかつたと言ひ、子供達はこの町に生まれ育つてよかつたと言ひながら各々が元気で明るく過ごしている町、豊かな自然、恵まれた数多くの資源を生かし、天下に「津和野」ありと豪語できる町づくりを考えて

いる。

②観光振興は観光資源を有効に結びつけ「新しい津和野の魅力」をアピールする。「観光基本計画の策定」は「観光振興協議会」の部会により広く意見集約し策定する。

商工業の振興は国・県の制度等の情報の積極的収集や提供を心がける。

農業の振興は「農業担い手支援センター」の活発な事業展開に積極的に支援する。新規就農者の確保に積極的に取り組む。

林業はアクションプログラムに基づき振興を図る。

水産業は河川に生息する有用な資源を津和野ブランドとして売り出すとともに、高津川漁協と観光部門との情報共有や連携を図る。特に釣り客への宿泊情報提供は早急に取り組む。

町職員はもっと各集落を知ることこそ必要



沖田守

問 合併後二年六ヶ月。新町の集落状況や住民生活の実態を一日も早く、町長以下職員が把握することこそ何より重要であると考えます。このことは十八年十二月定例会でも提言したが、毎月一日を数班に分けて、各集落を歩かせる外勤体制を実施する考えはないか伺う。

答 人口の急激な減少と少子高齢化の進行、更には、疲弊する地域経済の中で、行政として、町が直面している現状把握、中でも集落実態及び住民の生活実態を把握し、そのことを共通認識として各々の行政施策の展開に繋げて行くことは極めて重要なことだ。これまで行ってきたこと

は、町政座談会、各種集落行事への参加、自治会長嘱託員会議等、各種会議を通じ、実態把握と同時に行政情報の提供を行う一方で、新たな実態把握の手法も検討してきた。

問 各集落とも人口が減り、高齢化比率は次第に高くなり、限界集落が続出して来る現実を、打開するべき方策を急がなければならぬと考えます。机上でも数字データは出てくるが、その実態は目で見、耳で聞き、肌で感じなければ真の実情はわからない。

答 具体的には、職員の地域担当制導入に関する調査検討を行った。実際の導入に関しては、実効が上り、より良き制度とするため、更なる体制整備と検討が必要と考える。

また、同様な趣旨で、住民の要望により職員が地域に向き、町の取り組みや事業等の説明をする、職員による出前講座を、新年度よりの実施を計画している。

本町では、新しい形の行政サービスであり、行政と住民の距離が少しでも近づき、住民から信頼される行政組織を目指したいと考えている。

特定鳥獣保護管理計画について



須川 正則

特定鳥獣保護管理計画について問う

問 先の一般質問で犬などを用いた被害防止対策について聞いた。今回特定鳥獣保護管理計画の中に記述がある。動物の愛護及び管理に関する条例との関連について問う。

答 犬などを用いた被害防止対策についてであります。昨年の三月定例議会において議員さんより提案をいただいたことが、この度新たに制定された法律「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣害防止特措法)の中で被害防止施策のひとつとして出てきたところであります。「動物愛護及び管理に関する条例」との関連についてであります。平成十九年十一月十二日付けの環境省の告示により「家庭動物等の使用及び保管に関する基準」が改正され「(一)警察犬、狩猟犬等を、

その目的のために使役する場合、(二)人、家畜、農作物

等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合」の二項目が犬の放し飼いの特定規定として追加されました。これを受け島根県では「動物の愛護及び管理に関する条例」とのすりあわせを行い、犬を野生鳥獣を追い払うために使役する場合については、条例六条に規定する「狩猟用の犬等」に準ずることとし条例改正は行っていないとのことでありました。

観光協会の予算について

問 観光協会の十九年度収支予算について旧両町のバランスに欠けていると思う。担当者の意見を問う。

答 観光協会が基幹会議で決定された事業計画に基づいた予算要求であり、町当局がその内容についてとやかく言うものではないと考えます。

急がば回れ

公民館の新しい形

問 旧両町の公民館体制は異なっている。旧津和野町では館長、主事が正職員又は嘱託の常勤で旧日原町は非常勤である。それに伴って選出方法や給与が違う。合併時に、これを三年以内に同じ条件にすることが決められた。

先日、町が作った「新公民館体制」の原案が公民館毎に地域住民に説明された。

ところが私の耳には多くの不協和音が届いてきた。私は住民の声を聞きに街に出た。問題点を要約すると、
一、ある日突然原案が出てきた感がする。
二、旧両町の事業実績に甲乙はつけられないと町は言う。なら、今のままで良いのではないか。
三、分館長が一人では体力的にきつい。
四、人件費を減らすという当初の目的とは逆に、増える気がする。



道 信 俊 昭

五、新体制の業務の中に住民票や印鑑証明等の交付が盛り込まれているが、郵便局がこのサービスを行政に代わって引き受けると提案している。

どちらかの町に合わせるのではなく新しい形を研究してはいかかか。

答 原案は四五回の検討を重ね、昨年十月に作成した。

旧体制の人件費は九、五〇〇万円だが新体制では七、三〇〇万円になる予定。
郵便局とのタイアップは前向きに検討する。

街は子育て応援団

問 保育所に入所しない子供や保護者の為の「子育て支援センター」について。

店や事業所が子育てで真っ最中の人に様々なサービスをすする「しまね子育て応援パスポート(こころ)」について。
答 手続きや広報でのPR等、協力していきたい。

学校と地域の架け橋!! 新しい「公民館体制」



板垣敬司

公民館体制について

問 学社融合の要として公民館が果たす役割はますます重要だと考える。示された再編(案)は小学校区にある公民館に職員配置をするもので新たな効果を期待する。

答 学校教育と地域の融合については地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった「ひと・もの・こと」の地域資源を活用してふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育てることを目指した「ふるさと教育推進事業」や、地域の大人が関わることを通じて大人も子どもも輝くまちづくりを目指した学習支援ボランティア活用事業等公民館と連携して取り組んで来ている。

問 地域の教育力の向上推進が叫ばれている。

答 近年地域の教育力の低下が指摘されている。二十年度

から地域全体で学校教育を支援する「学校支援地域本部事業」に取り組む。この事業は全国では中学校区ごとに設置され、学校と地域との連携体制の構築を図り多様な形態の教員支援を可能として子どもと向き合う時間の拡充を目指すことになっている。本町では小学校区で試行することになっている。

問 公民館職員はどのような視点で人材を求められるのか。

答 公民館の設置及び運営に関する基準の取り扱いのなかで「公民館活動を展開するために必要な専門的知識・技術・経験を有する館長や主事の配置に努める。」となっているが地域の実情に詳しいことや地域に愛着を持っておられる方など柔軟な対応をしていきたい。

町民の信頼を得られる公設病院に!



竹内志津子

病院問題について

問 公設化への準備の状況は。当面、管理委託する厚生連の経営改革は進んでいるか。公設病院としての今後の展望は。

答 病院の売買契約が議会で承認されたら、登記の手続き等全ての事務処理を終え、三月三十一日に公設病院として開所したい。厚生連は就業規則・給与規定等の見直しを進めている他、病院長をトップとした公設民営化対策室を設置するとの報告を受けている。今後の展望は、地域医療と高齢者医療の確保のため、各施設の地域における役割を明らかにし、体制を整備し、公設病院として存続させたい。

後期高齢者医療制度について

問 この制度の問題点は。それに対する対応と苦情処理は。周知の徹底は。

答 問題点は、収入の少ない高齢者にとって保険料が負担になることだが島根県の保険料は全国平均より大きく下

回っている。また、保険料を滞納すると保険証が発行されず、受診抑制につながる。制度継続のためやむを得ないが、きめ細かい対応をしていきたい。周知は、ハンドブックの配布、視覚障害者にはテープかCDの配布、町広報四月号に掲載、各種会議等での説明等を行う。

安全・安心の食糧供給について

問 学校給食での輸入冷凍食品の使用は。小麦の高騰による影響は。地産地消の推進を。

答 冷凍食品二〇%、輸入食品七%使用。地元産は米一〇〇%、野菜五七・五%、他の野菜は町内の店から購入。県の学校給食会からの購入物資も厳しく審査されている。食料の安全性は高いと考えている。小麦高騰は材料費に影響している。給食費については町学校給食会総会で結論を出したい。地元農産物については今後も地産地消を推進したい。

公民館体制について は省略

薬害は他人事ではない



村上 義一

機構改革について

問 先の全員協議会において、説明のあった組織機構の見直し（統廃合）について、住民に分かりやすい説明が必要では。

答 この度の議案にも提案させて頂いている様に、住民の皆様への分かりやすい説明は必要と考えている。

公設化後の町の関与は

問 指定管理先が決定され病院運営を委ねる町側が運営や経営にどの程度まで関与するのか。

答 基本的には管理者が、全ての責任を持ち、収入支出の管理を行う事であるが、今日までの状況から考える時、町の医療対策室やコンサルティング等の提言と併せ状況の確認をしたい。

薬害C型肝炎について

問 現在、全国五ヶ所の地裁において、C型肝炎に感染された原告による訴訟で、国の

全面敗訴による和解案が示されている。国内で三五〇万人とも言える感染被害者は、わ

が町としても他人事ではない。問題視されている製剤の納入機関として、(旧) 日原、

津和野共存病院も含まれている以上、当時使用された形跡や肝炎や肝癌、肝硬変になり、亡くなられた方、現在患っている方などに町として支援に向けた対策が必要では。

答 保健所等の情報収集を行っている。対策として、早期に感染の有無を確認する事

であり、C型肝炎に関する正しい知識の普及を行い、適切な受診・受療行動につなげて行くことが重要である。町としても保健所等の指導を得て

感染の防止や情報の提供を行っていききたい。インターフェロン治療など高額である

ことから二十年度より七カ年の期間で「肝炎治療特別促進事業」で対応したい。

定額のバス料金で利便性を



青木 登志男

平成二十年度歳入について

問 六十四億三千万円と引き続き厳しい歳入状況で十億円の減額見込になっている。中でも町内の経済が低迷している。自主財源である町税が七億三千万円と減少である。町

民税を増加させるには(一)人口減をくいどめる、(二)職場の確保、(三)地場産業の活性化、(四)若者の定住対策等がキーワードであると思う。歳出の集中改革も大切

であるが、町内の経済が元気になることがきわめて重要であるが。

答 県との共同による税の徴収や振興計画に基づき引きつづき努力をする。

ふるさと納税について

問 導入に当たっては明確な方針を示すことで賛同する人も増加するのでは。使途、目標金額やPRの方法は。

答 使途は寄付者の事業指定で金額は予想できない。PRはホームページや組織等を通じて幅広く行いたい。

広域路線バスについて

問 十九年六月に質問を行ったが関係機関とのその後は。

答 東京・大阪便をなごみの里に乗り入れるのは難しい。両道の駅でのチケットの取扱いは日原は昨年十月から、津和野は近く実現する。広益線では全便が日原に停車することになったが津和野経由については実現がきびしい。どちらも引き続き努力する。

全町の交通体系の整備を

問 町民の日常生活と密接な重要な緊急の課題である。公平な料金体系のシステム作りが延々になっている。実現は。

答 現在協議中であるが十月をめどに実現に努める。

問 県の新規事業デマンドバスなどの導入については。

答 関係課と連携し検討する。

問 パーク&ライド循環バスは。

答 地域住民と観光客が共存できる新たな仕組として実現を目指していきたい。

地域再生対策費で事業実施が可能か！



原 秀

施政方針について

問 二〇〇八年度予算案に地方交付税の特別枠として、地域再生対策費が創設され、過疎、高齢化が進み財政状況の厳しい当町には大きな助けとなると思われるが、この特別枠を有効に活用し、妊産婦検診費用の助成等の事業実施が可能になると思われるが見解を伺う。

答 地域再生対策費の創設については、地方税の偏在是正により生じる財源を活用し、地方が、自主的、主体的に取り組む施策に必要な費用を、普通交付税によって措置されるものであり、当町としては効果があつた。妊産婦検診費用については、現在二回検診を五回まで予算化をした。

「災害時要援護者」支援対策について

問 災害時に自らの身を守る事が困難である高齢者や障害者等、要援護者を適切に避難させる体制を整備し、取り組むべき避難支援対策について伺う。

①災害時要援護者対策について、防災、福祉等関係機関など定期的な協議の場を設置しているか。

②防災、福祉関係を中心として、要援護者支援班など設置しているか。

③平常時から、要援護者情報の収集。共有の方法としてどのような方法でおこなうのか。

答 高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援体制の整備が重要な課題と考え、災害時要援護者登録台帳の作成作業についても、民生委員による「災害時一人も見逃さない運動」の一環として、台帳作りを取り組む予定である。今後、防災担当並びに福祉担当の連携はもとより、地域住民、民生委員やボランティア等のご協力をお願いすることになると考えている。

他の質問

・鳥獣被害防止特措法についての取組み

・小規模農家への取組み

何よりも現場を重視した行政の展開を



青木 克弥

施政方針について

問 平成二十年年度の主要政策が述べられているが、特に重点を置いた政策は何なのか。

特に病院の公設化を進めて行くことについての力点に欠けている。今こそ、住民を含めて一丸となって取り組むことが重要と考えるが、その方策はどうするのかを問う。

答 関係機関とも十分な協議のもとに、専門的な見地からの意見を参考にしつつ、病院関係者や、町民の皆様の理解が得られるよう、最大限の努力をする。

地域医療に関する組織体制について

問 厚生連病院の公設化にもなつて地域医療に関する事務は格段に増えると共に、現場に対応するためには専門的な知識を要求されると考えるが、その組織をどのようにするのか。

答 これまでは、役場内での

対応のみで、医療対策室で公設民営化への準備をしてきたが、四月からの機構改革に併せ、健康保険課内において担当することになっている。細部については検討中であるが、専門技術を有する方からの支援を受けて取り組む考えである。

農業施策について

問 農業施策の展開のため、地域や集落の状況調査が実施されたが、職員が現場へ出かけての調査とはなっていない。課題をどの様に整理し、平成二十年度の施策は何か。

答 現在、全体的な集計だけが出来た段階で、分析まで至っていない。昭和一桁生まれの世代が引退する今後十年で、農地は一気に荒廃する恐れがある。二十年度は集落内のリーダーを対象とした研修会を実施する。また、農業ビジネスモデルの策定を進めていきたい。

条例の改正・廃止

- 特別会計条例の一部改正について
 条例文言を変更するもの
- 病院等事業の設置及び管理に関する条例の制定について
 診療科日及び居宅サービスに公設される病院等に関するもの
- 病院等事業利用料及び手数料条例の制定について
 利用料額及び徴収に関するもの
- 医師住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
 医師住宅に関するもの
- 課設置条例の制定について
 課の統廃合に関するもの
- 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
 給与一五%減額するもの
- 教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正について
 給与一五%減額するもの
- 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
 給与五%減額するもの
- ふるさと基金条例の制定について
 ふるさと納税に関するもの
- 観光振興基金の条例の制定について
 入湯税の総額の二分一以上の金額を積み立て、観光振興に活用するもの
- 税条例の一部改正について
 なごみの里の入湯税を新設するもの
- 道の駅の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
 日原道の駅の利用料変更
- 介護保険条例の一部改正について
 保険料の激変緩和措置の延期
- 福祉医療費助成条例の一部改正について
 条例文言を変更するもの
- 斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 利用者の範囲の拡大
- 学校給食共同調理場及び学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 日原地区の給食センターの統合
- 通学補助に関する条例の一部改正について
 バス通学補助片道2km以上に
 変更
- 日原小学校屋内運動場の利用に関する条例の廃止について
- 小中学校施設設備の利用に関する条例の一部改正について
 以上は使用料の内容を統一するもの
- スクールバスの管理運行に関する条例の一部改正について
 左登保育園休園に関するもの
- 日原体育館使用料条例の一部改正について
- 小川体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日原特定公園条例の一部改正について
 以上は使用料の内容の変更

○県指定史跡「旧津和野藩邸馬場先櫓」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
「国の史跡城跡」の一部に内容の変更

○国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置に関する条例の制定について
教育委員会が保存管理するもの
以上賛成全員で可決

○国民健康保険条例の一部改正について
就学前までと七〇～七四歳までの保険料を十分の二に改めるもの

○後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
保険料の一部凍結と減額に関すること

○子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
津和野町子育てサポートセン

ターの名称の変更と直地児童館内に場所の変更
以上賛成多数で可決

議員提案

○議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について
報酬の五%減額

○議会委員会条例の一部改正について
地籍調査課を削るなどの変更
以上賛成全員で可決

○議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
定数を十六人に改める
次の一般選挙から適用する
賛成多数で可決



○町道路線の認定について
・ 恵比寿線

○町道路線の認定の変更について
・ 本郷線
・ たいはか線
・ 中側向線

以上の町道は県道田万川線改良工事にもない変更するものである。
賛成全員で可決

○財団法人津和野町開発公社の解散の報告について
昭和四十三年に結成し、町の開発促進を目的としたものであるが、目的を達成したことからにより法人の解散の報告があった。

九号の表紙「新年を迎えて」の中で「三年三ヶ月」は「二年三ヶ月」の誤りでした。訂正してお詫びします。

訂正

津和野町総合振興計画

この計画は、本町のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な方針を定めているものである。本町の行政運営の基本となり、町民に対しても今後の目標となるもので、積極的なまちづくりへの参画を求めようとするものである。第一部 序説、第二部 基本構想、第三部 基本計画、第四部 まちづくりプロジェクトから構成されている。

第一部 計画の期間は平成十九年度から平成二十八年度までの十年間

第二部 基本構想は、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」である。

第三部 基本計画は町民憲章を基にして、六章にわけ、一・二・四の施策について記されている。

第四部 まちづくりプロジェクトは基本構想や基本計画を実現するための内容が記されている。

工事請負変更契約

議会日誌 (十二月定例会以降)

第一回臨時会

○中曾野簡易水道区域拡張工事

(建設工事)

契約の方法 随意契約

契約の金額

六、六〇〇万三千円

変更額 八八万二千円の増

契約の相手方

株式会社 栗栖組

1月10日

広報委員会

28

1日 文教民生常任委員会
視察

第三回議員定数調査
特別委員会

草木も、虫も一斉に活動を始めました。まさに春爛漫です。

契約の方法 随意契約

契約の金額

六、六〇〇万三千円

変更額 八八万二千円の増

契約の相手方

株式会社 栗栖組

23日

広報委員会
議会運営委員会

29日

益田地区広域市町村
圏事務組合議会

契約の方法 随意契約

契約の金額

六、六〇〇万三千円

変更額 八八万二千円の増

契約の相手方

株式会社 栗栖組

2月4日

第二回病院調査特別
委員会

10日

三月定例会二日目

○中曾野簡易水道区域拡張工事
(電気工事)

契約の方法 随意契約

契約の金額

六、八三二万四、〇五〇円

変更額

三七万九、〇五〇円の増

契約の相手方

株式会社 内村電気工務店

14

15日 経済常任委員会視察
第六回病院調査特別
委員会

24日

議会議事運営委員会

第二回定例会

○睦橋橋梁災害復旧工事

契約の方法 随意契約

契約の金額

六、六〇四万五千円

変更額 一九九万五千円の増

契約の相手方

株式会社 西松建設

21日

県町村議会議長会定
期総会

25日

第九回病院調査特別
委員会

契約の方法 随意契約

契約の金額

六、六〇四万五千円

変更額 一九九万五千円の増

契約の相手方

株式会社 西松建設

24

25日 総務常任委員会視察
鹿足郡不燃物処理組
合議会

26日

予算審査特別委員会
*全体会

変更額 一九九万五千円の増

契約の相手方

株式会社 西松建設

27日

郡環境衛生組合議会
合議会
第一回臨時会最終日

28日

議会議事運営特別委
員会
三月定例会最終日

議会は、三月七日から始まった定例会で、執行部提出の平成二十年度当初予算、共存病院等の公設民営化を可決しました。

町政も新年度のスタートです。

そして、津和野共存病院、日

原診療所、老健施設「せせらぎ」、

訪問看護ステーションが、津和

野町立の施設として三月三十一

日にスタートしました。

「町民の医療を守るためには

公設しか道はない」との町の方

針を慎重審議、議論を重ねた結

果、議会は承認しました。大き

い責任の下に、今後も、指定管

理者「石西厚生連」の管理運営

に厳しい目を向けていかなけれ

ばならないと考えます。

編集委員

竹内志津子 青木登志男

青木 克弥 須川 正則

藤井貴久男 道信 俊昭

(竹内)